

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

近年、環境等の変化により有害鳥獣の生息分布が拡大・増加しており、農作物等への被害が深刻な問題となっている。当市においてもこれまでに対策を講じているものの、抜本的な解決に至っていない。また、昨今では、アライグマなど獣類による家屋への侵入やふん尿による悪臭、カラスやムクドリなどの鳴き声による騒音、ふん害やカラスがごみを荒らすことによるごみの散乱など生活被害も頻発し、安全で健康かつ快適な生活を脅かす深刻な事態を招いている。財産のみならずより豊かな生活環境を次世代に継承していくためには、生態系に配慮しつつ、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理に係る負担や駆除が追いつかないことなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況がある。

よって、国におかれては、下記の事項について有害鳥獣対策を推進するよう、強く要望する。

記

1 カラス等の個体数管理体制の強化

被害を低減させるために、有害鳥獣の生息数及び農業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。特に、住宅密集地においてカラスによる被害が深刻化しているため、早急に効果的な対策を講じること。

2 有害鳥獣被害防止対策支援

捕獲器の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。

3 専門家の育成・確保

有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

4 財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

一 宮 市 議 会

提出先 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣 農林水産大臣 環境大臣
衆議院議長 参議院議長